様式第２号（第２条関係）

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担　当　課	産業観光部観光振興課
委託業務名	大津駅観光案内所管理運営業務
委託業務場所	大津市春日町
概　要	観光案内所施設の運営、観光情報発信、案内所利用者の満足度を高めるための企画実施等の業務を行う。
契約期間	令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで
契約年月日	令和８年４月１日
契約金額	１７，４６２，５００円
契約の相手方	〔所在地〕大津市御陵町２番３号 〔名　称〕公益社団法人　びわ湖大津観光協会
契約相手方の選定理由	本市では、市内の主要駅である大津駅に観光案内所を設け、来訪者に駅を起点とした周遊観光をしていただけるよう、また情報提供ができるよう観光案内業務を実施している。 当該業務を実施するにあたり、専門性、技術力、企画力、創造性等のすべての要素において、最適な事業者を選定する必要があったため、令和７年度に公募型のプロポーザルにより、３年の事業継続が可能な体制を有することを条件として最も優れた企画提案を行った上記事業者を選定し、令和７年１０月１日から委託業務を開始した。 令和７年度における当該業務の履行実績の評価を行った結果、良好であり継続して委託することが妥当と判断したため、令和８年度についても、引き続き業務委託契約を締結するものである。
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

（注意）　１　契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
　　２　地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。